

第9号様式の2(第11条関係)

令和5年度電源立地地域対策補助金事業評価報告書

錦総第99号
令和6年4月16日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所 鹿児島県肝属郡錦江町城元963番地
氏名 錦江町長 新田 敏郎

令和5年6月30日付け地政第400号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策補助金に係る補助事業の成果の評価について、鹿児島県電源立地地域対策補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業評価総括表

(単位:円)

番号	措置名	補助事業の名称	補助事業者名又は 間接補助事業者名	補助事業に 要した経費	補助金充当額	備考
1	公共用施設に係る 整備、維持補修又は 維持運営等措 置	消防用本部指揮車整備事 業	錦江町	7,568,000	4,500,000	

(備考) 事業が2つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表

番号	措置名	補助事業の名称				
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	消防用本部指揮車整備事業				
補助事業者名又は間接補助事業者名		錦江町				
補助事業実施場所		錦江町大字城元地内				
補助事業の概要		<p>本町では、消防7分団、女性消防隊、役場消防隊(団員196名)と南部消防署で、錦江湾から山間部に至るまでの地域と6,511人の住民の生命財産を守るために防火予防対策に努め不測の事態に備えています。各分団は消火活動など災害発生又は発生後の活動が主であります。消防本部については、非常時に現場へいち早く到着し、南部消防署と連携し、分団へ指示を行い迅速な消火活動を行っています。また、平常時の防火・防災の広報にも寄与しています。配備してある本部指揮車は購入から26年が経過しており、緊急出動時の迅速な対応が危惧されるため、本部指揮車を更新しました。</p> <p>消防用本部指揮車 1台(4WD、AT)、艤装、附属品</p>				
補助事業に係る主要政策・施策と目標		<p>第2次錦江町総合振興計画(平成27年度～令和6年度)</p> <p>9 災害に強く、住民の生命・財産を守るまちづくり</p> <p>9-1 災害対策の充実化</p> <p>3. 基本方針</p> <p>① 消防施設整備の拡充</p> <p>消火栓の地上化とともに、消防車両の計画的な更新を図ります。</p> <p>目標:令和5年度 消防用本部指揮車の更新</p>				
事業開始年度		令和5年度	事業終了(予定)年度		令和5年度	
事業期間の設定理由		消防用本部指揮車の整備は単年度の実施で可能であるため。				
		成果目標	成果指標	単位	評価年度	令和6年度
		訓練回数 10回	令和6年度 訓練回数実績	成果実績	回	10
				目標値	回	
				達成度	%	
評価年度の設定理由						
事業実施の翌年度の数値により評価を行う						

補助金事業の成果目標及び成果実績	補助事業の定性的な成果及び評価等					
	消防本部については、非常時に現場へいち早く到着し、南部消防署と連携し、分団へ指示を行い迅速な消火活動を行っています。また、平常時の防火・防災の広報にも寄与しています。配備してある本部指揮車は購入から26年が経過していたため、本補助金を活用し、車両を更新することで、引き続き緊急出動時の迅速な対応を行うことができ、消防力の強化が図られました。 なお、「訓練回数」については、令和6年度に改めて達成度合いを測定予定です。					
	評価に係る第三者機関等の活用の有無					
	無し					
補助事業の活動指標及び活動実績	活動指標		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	消防用本部指揮車の整備台数	活動実績	台	—	—	1
		活動見込	台	—	—	1
		達成度	%	—	—	100
補助事業の総事業費等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考		
総事業費	0	0	7,568,000			
補助金充当額	0	0	4,500,000			
うち文部科学省分						
うち経済産業省分	0	0	4,500,000			
補助事業の契約の概要						
	契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額		
	車両購入	指名競争入札	鹿児島森田ポンプ株式会社(鹿児島市)	7,568,000		
補助事業の担当課室	錦江町役場総務課					
補助事業の評価課室	錦江町役場総務課					

(備考) (1)事業ごとに作成すること。

(2)番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3)補助事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。

(4)補助事業に係る主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている上位政策・施策とその目標を記載すること。

(5)事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。

(6)成果目標及び成果指標の欄は、補助事業に係る主要政策・施策とその目標を踏まえ、定量的に記載すること。

当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、補助事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載

すること。

(7)評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、補助事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。

(8)成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評

価年度に別途、報告を行うこと。

(9)補助事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合にのみ記入する。定性的な成果及び評価の記載は、成果実績の目標値に達し

ない場合の要因分析及び次の年度に向けた改善点と並びに評価に第三者機関等を活用した場合に当該機関等の評価を記載すること。

(10)評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。

(11)補助事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。

(12)補助事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(13)補助事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、補助事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施